

鷹匠の家伝における祢津神平貞直説話

——加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹術文書をめぐって——

二本松 泰子

はじめに

延文年間（一三五六～一三六一）の頃に成立したとされる『諏訪大明神画詞』は、足利尊氏に重用され、室町幕府奉行人となった諏訪円忠が制作した諏訪縁起のテキストである^①。同書には、「祢津神平貞直」に関する以下のような説話が見える。

祢津神平貞直、本姓ハ滋野ナリシヲ、母胎ヨリ神ノ告アリテ、神氏ニ約シテ大祝貞光カ猶子トシテ、字ヲ神平トソイヒケル。諏方郡内一庄ノ領主トシテ、保元平治ノ戦場ニモ向ニケリ。武勇業ノミニニアラス、東国無双ノ鷹匠ナリ。只今打オロシタル荒鷹ナドヲモ多年ツカヒレタルカ如クニゾ、持イケル。サレバ此道ノ名譽今ニクチセズ、聞ユル。或時神事ニ聊触穢アリケル故ニヤ、多クノ鷹ノ中ニ秘蔵シタル小ヲソラシテ、行方ヲ知ラスナリ。又両三年ノ後、夫婦トモニ旅行ノ事アリテ、浅間高ノ麓ヲ過ケルニ高天ニ雲ヲシノク飛鳥アリ、髣髴トシテ何鳥ノ姿トモ見ズ、貞直ヨク／＼見ルニ鷹ナラント思フ程ニ、妻女乗輿ノ中ヨリソノミ見テ、是ハ一トセソレニシ小ト覚ルナリ。ヲイテ見ヨトテ、ヌクメ餌ニ用意シタリケル。鳥ノ別足ニ鷹ノ装束一具ヲ副テ、輿ヨリヲシ出シタリ、貞直此ヲトリテ野原ヘ打伝喚カケツ、拳ヲ上タリケレハ、鷹ハ肩ヲツクリテ落カ、リス。聽テサシトメテ見レバ、疑ナキ其鷹ナリ。火中ノ蓮ヨリモノ

思議ニ華表ノ鶴ヨリモ珍シク覚テ、本ニモコエテ秘蔵シテケリ。此妻室ハ婦人ノ身ナカラ丈夫ノ芸ニモ達シタリケル中ニ、鷹ニオヒテハ妙ヲ得タリケルトカヤ。其後此鷹ヲハ雲井丸トゾ喚ケル。或知音ワリナク係念シケル間、力ナク遣テケリ。其時当社頭役人御贄ノ狩ノタメニ度々所望^{（シ）}ケレドモ、固辞シテ与ザリケルヲ。神慮ヤトガメ思召ケン、此鷹ノ主俄ニ両眼明ヲ失ケリ。驚キ懼テ件鷹ニ神馬ナドヲ相副テ、社家ヘ奉リニケリ。盲者ノユクエイフカシクゾ覚ヘ侍ル。

（梵舜本『諏訪大明神画詞』『諏訪縁起絵上加下』^②）

右の記事によると、祢津神平貞直の本姓は滋野一族であったが、大祝貞光の猶子となって「諏訪郡内一庄」の領主となり、保元・平治の合戦に赴いたという。貞直は武勇のみならず「東国無双ノ鷹匠」であり、新しく遣う荒鷹であっても多年なじんだもののように用いた。そのため、鷹道の名譽として今に聞こえている。あるとき、神事にいささか穢れがあったためか、貞直の秘蔵している小（＝兎鷹^{（しょうよう）}。すなわち、オオタカのオス）が逃げた。しかし、二～三年後に貞直夫婦が旅行をした際に浅間山麓で逃げた鷹を見つけ、妻の機転により、無事に取り戻すことができた。貞直の妻は婦人の身ではあるが鷹術の妙技を得たものであるという。その後、この鷹は「雲井丸」と名付けられた。この雲井丸をある知己が強引に取り上げ、贄鷹の神事のために所望されても聞き入れなかったところ、神慮の咎めにより俄かに両目を失明したため、驚き恐れて神馬を副えて

杜家へ奉ったという。

祢津貞直については、従来、この説話を以て、彼が大祝氏ゆかりの鷹匠として贄鷹の神事と関わる人物であることがほぼ定説化されてきた。^③しかしながら、このように貞直を大祝氏および諏訪信仰にゆかりの鷹匠とする伝承は、『諏訪大明神画詞』以外には、実は、わずかな事例しか確認できない。管見において唯一、同書の伝承と符合する中世の資料として挙げられるのは、『和傳鷹経』と称する鷹書（鷹狩の伝書）に見える以下のような記述である。

・鷹飼非御門鷹飼・祢津 神平信州諏訪一族
具見諏訪縁起絵巻
・名鷹・平むきの兄鷹 改名雲居丸

（永青文庫蔵『和傳鷹経』上巻「代々名鷹付鷹飼之事」〔資料番号3・3・44〕

右によると、「非御門鷹飼」として「祢津神平」の名前が挙げられ、その注記に「信州諏訪一族」であることおよび諏訪縁起絵に詳細が見えることを記している。さらに続けて「名鷹」の項目に「平むきの兄鷹」の改名として「雲居丸」の名前が記載されている。この「平むき」については未詳である。あるいは、「手むき」（後述）の誤写であろうか。一方の、「雲居丸」は「雲井丸」のことと想定されることから、この「名鷹」の項目は祢津神平の秘蔵の鷹を挙げているものであろう。ところで、同書の奥書には、諏訪貞通という人物名と明応五年（一四九六）の書写年記が見える。貞通とは、円忠の五代末裔に当たる人物である。円忠が足利尊氏に重用されて室町幕府の奉行人を務めて以来、彼の子孫もまた、幕府奉行人を世襲した。代々の円忠の子孫の中でも、貞直は円忠の後裔であることを強く意識していたという。^④右掲書に『諏訪大明神画詞』の内容が引用されているのは彼のそういった意向が影響したものであろう。^⑤また、一六世紀頃の成立とされる尊経閣文庫蔵『神氏系図』の「円忠」の注記には「禰津神平貞直鷹道一流文書并諏方郡大鹽御牧等相伝之」と

あり、彼が貞直の「鷹道一流」と「文書」及び諏訪郡の大塩牧などを相伝した由が記されている。この祢津氏所縁の大塩牧（現・長野県茅野市）を実際に円忠が領していたことは、暦応二年（一三三九）六月一日付『高師直施行状』によって確認できる。^⑥『諏訪大明神画詞』において貞直が大祝氏および諏訪信仰にゆかりの鷹匠と伝えられる根拠のひとつとして、同書の制作者である円忠のこういった祢津家とのつながりが反映していることが考えられよう。

一方、尊経閣文庫所蔵『持明院殿基春卿 西園寺家鷹口傳一冊』（函号一一ノ一 書鷹）第五四条・第五五条には、以下のような祢津神平説話が叙述されている（句読点を私に付す。以下同）。

一 鷹のこい丸と云事

是ハ、鷹、みさこにかよふてうまれたる鷹也。此鷹をとりかう時、先魚をとらするなり。其時、水の中へ犬を入れてとる。其池は神前然の池成。其時の御哥奥にあり。

一 おそにとつきて生たる犬をもちて此鷹をとりかう。おそとハ、河おその事也。此犬大津の浦より尋出せり。しなの、ねつの神平、是をつかう。神平政頼卿の躰なり。御幸成てこれを観覧あり。一條院の御時の事也。此鷹にハ口傳多。

右の二条の記事は連続した内容である。すなわち、先の第五四条によると、みさご腹の鷹はまず魚を捕らせること、その時、水の中に犬を入れて捕ること、その池は「神前然の池」であることなどが叙述されている。後の第五五条には、この鷹を遣うときは大津の浦から尋ね出だしたカワウソ腹の犬を用いることや「しなの、ねつの神平」がこれを遣うことが述べられ、さらに神平は政頼の躰であることや一条院が御幸して御覧のあったことが記載されている。同書は奥書に「應長二年三月中旬比以秘本書写之畢」とあり、応長二年（一三二二）の書写年記が見える。^⑦

この奥書の年記を信じるならば、前掲の『諏訪大明神画詞』より以前に成立したテキストということになり、管見において文献上もつとも古い祢津神平説話という可能性はある。なお、右掲の記述で祢津神平を智とする「政頼」は、駿河守源忠隆の子・政頼に比定するのが一般的である。しかし、そうすると、「一條院の御時」とする時期に齟齬がある。さらに、この祢津神平を「貞直」とすると、『諏訪大明神画詞』に「保元平治ノ戦場」に向かったとされる時代とも一致しない。そもそも祢津神平が源政頼の智になったという史実はない。このようにおよそ史実と乖離しているにも関わらず、祢津神平を政頼の智と伝える類話は中世〜近世期に流布した鷹書類に多数掲載され、その内容も種々多様に展開している。先に挙げた『諏訪大明神画詞』の貞直伝承もまた、その類話のひとつに過ぎない。同書に見える諏訪信仰ゆかりの貞直伝承は、祢津氏との関わりを主張する円忠とその子孫である京都諏訪氏による独自の伝承と判断されるものである。

ところで、戦国時代に祢津神平貞直の七代末裔に当たる信直（松鶴軒）が、徳川家康に取り立てられたのを契機として、近世期になると各地で祢津流の鷹術が重用された。特に、加賀藩の藩主は諸儀礼の作法を将軍家のそれに倣うことから、加賀藩年寄を務めた横山貴林は、享保一七年（二七三三）に、祢津流の鷹術を標榜する鷹匠の依田氏を召し抱えることにした（後述）。加賀藩士となった依田氏には、多数の「祢津家の鷹書」が伝来し、現在のご当主である依田盛敬氏は、約一〇〇点を超える鷹術関連の文書類を所蔵している^⑩。それらの蔵書群に含まれているいくつかのテキストには、複数の祢津貞直説話が記載され、いずれもこれまで知られてきた祢津神平説話とは異なる内容となっている。祢津流の鷹匠を称することで加賀藩に仕官できた当家にとって、祢津家を代表する鷹匠の貞直伝承は重要な意味を有していたことが予想されよう。

そこで本稿では、新出の依田氏文書の鷹書に掲載されている祢津貞直説話について取り上げ、当時様々に展開していた祢津神平説話の一事例として、その特徴を分析する。それを手掛かりとして、近世期の鷹匠が伝える貞直伝承の意義を考察し、かれらがこのような物語伝承に関わった事績を明らかにする端緒としたい。

二 加賀藩士の依田氏の祢津神平伝承―その①―

依田氏は、信濃国小県郡依田莊（長野県上田市丸子町）を本貫地とし、同氏における著名な人物としては、『依田記』にその事績が記載されている戦国武将の依田信蕃が挙げられる。しかし、本稿が注目する加賀藩の鷹匠である依田氏は、信蕃流の家系ではなく、信蕃の祖父の息子に当たる「守廣」を祖とする一族である。依田盛敬氏蔵『依田家系圖』の「守廣」の注記によると、「守廣妻芦田下野信守女、後妻根津松鶴軒常安ノ女。松鶴軒常安男子無之二付、鷹家之儀依田十郎左衛門守廣江得」という。すなわち、守廣は「芦田下野信守（信蕃の父）」の女（信蕃の妹）を妻としていたが、祢津松鶴（鶴）軒常安の娘を後妻とした。松鶴軒には男子がいなかったため、「鷹家之儀」を守廣に伝授したという。同じく依田盛敬氏蔵『宝暦四年（二七五四）四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』にも守廣を当主の「五世祖父」として当家の氏祖とし、『依田家系圖』の注記に見える鷹術伝授の経緯とほぼ同様の注記を付す。さらに同系図によると、守廣の孫にあたる「貞清」が初代藩主の前田利次の時期に富山藩に仕え、貞清の孫の「盛昌」が第六代藩主の前田吉徳の代に加賀藩士となったという。『宝暦四年四月 先祖由緒一類附 依田次右衛門』はその経緯について「出雲守様御代、享保十二年御儉約之時分、御人減二而、御暇被下。則村隼人方江給人並二罷越相勤申候。然処、護国院様御代、

享保十七年、柵津鷹方家筋之者、御用ニ御座候由ニ而、横山故大和守、被貫度旨隼人方江被申越、則被呼寄御家江御鷹匠ニ被召出、御切米七拾俵被為下之、御鷹役相勤罷在申候」と説明する。これによると、貞清は享保一二年（一七二七）の「御儉約之時分」に人員削減のため富山藩を放免され、しばらく「則村隼人」のもとで勤めていたが、享保一七年に「柵津鷹方家筋之者、御用ニ御座候」という理由により、横山貴林が隼人方から貞清をもらい受けて鷹匠として加賀藩で召し抱えるようになった。それ以降、明治期まで当家は加賀藩に仕官した^①。

さて、先述のように、同氏には「柵津家の鷹書」をはじめとする鷹術文書が多数伝来している。そのうち、柵津貞直に関する叙述が現段階において確認できる代表的なテキストは、以下の①～⑤である。

①『家意趣巻 三』(外題)。一冊。縦一五・四糎×横一六・〇糎。表紙左肩に「家意趣巻 三」の貼題簽(縦九・九糎×横二・〇糎)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全九丁。一丁表中央に「柵津家たか文巻類之内」。半葉一二行。漢字片仮名交じり文。朱筆で斜線・読点・濁点などの書き入れあり。九丁裏に「柵津松鶴軒(縦三・一糎×二・三糎の朱長方印)／天正十六年^子／二月朔日 常安(花押)／依田十郎左衛門殿」。虫損甚大。

②『家意趣巻 三』(外題)。一冊。縦一五・四糎×横一六・三糎。表紙左肩に「家意趣巻 三」の貼題簽(縦九・九糎×横一・九糎)。袋綴。本文料紙楮紙。四つ目綴。全一一丁(遊紙前後各二丁)。二丁表中央に「柵津家たか文巻類之内」。半葉一二行。漢字片仮名交じり文。朱筆等なし。一〇丁裏に「柵津松鶴軒(縦三・一糎×二・三糎の朱長方印)／天正十六年^子／二月朔日 常安(花押)／依田十郎左衛門殿」。

③『山鷹巻 全』(外題)。一冊。縦一四・一糎×横一六・五糎。表紙左肩に「山鷹巻 全」の貼題簽(縦九・五糎×横二・〇糎)。袋綴。本文料紙楮

紙。三つ目綴。全七五丁(遊紙前二丁後二丁)。七二～七三丁は白紙。半葉一三行。漢字片仮名交じり文。朱筆等なし。七四丁表に「寛永元年^甲依田次郎左衛門／二月朔日 守廣(花押)(つり鐘形の朱印)／同斎之助殿」。

④『仕方圖 外物』(外題)。一冊。縦一五・〇糎×横一五・九糎。表紙左肩に「仕方圖 外物」の貼題簽(縦一〇・〇糎×横一・九糎)。袋綴。本文料紙楮紙。三つ目綴。全一一丁(遊紙後二丁)。一丁表中央に「柵津家外物拾巻之内」。半葉一二行。漢字片仮名交じり文。朱筆で斜線・読点・濁点などの書き入れあり。一〇丁裏に「柵津松鶴軒(縦三・一糎×二・三糎の朱長方印)／天正十六年^子／二月朔日 常安(花押)／依田十郎左衛門殿」。虫損甚大。

⑤『仕方圖 外物』(外題)。一冊。縦一四・二糎×横一六・六糎。表紙左肩に「仕方圖 外物」の貼題簽(縦九・九糎×横二・〇糎)。袋綴。本文料紙楮紙。三つ目綴。全一三丁(遊紙前後各二丁)。二丁表中央に「柵津家外物拾巻之内」。半葉一三行。漢字片仮名交じり文。朱筆等なし。一二丁表に「寛永元年^甲依田次郎左衛門／二月朔日 守廣(花押)(つり鐘形の朱印)／同斎之助殿」。

上記の奥書によると、①②④は、天正一六年(一五八八)二月一日付で柵津松鶴軒常安から依田十郎左衛門(守廣)に宛てたものとされ、③⑤は寛永元年(一六二四)二月一日に守廣から「依田斎之助」に宛てられたものという。このうち、①②と④⑤は同じテキストの写本であることから、それぞれに見える柵津貞直伝承は同文である。③のみ孤本であるが、①②とほぼ同一の柵津貞直説話が叙述されている。すなわち、依田氏の鷹書において確認できる柵津神平説話の主なもの、①②③のテキストに記載されている叙述と④⑤のテキストに記載されている叙述の二種類に大きく分けられる。

このうち、本節では、まず①②③のテキストに記載されている柵津神

平説話について確認する。以下に、①②の写本のうちから①に見える該当部分の叙述を挙げる。

一 祢津鷹御ユルサレノコト、一条院ノキヤウ御門エ奥州富士深山ノ大鷹コトニスケタルヲ、サメ奉ル。イカントシテカ、イチエン鳥ヲトルト云コトサラニナシ。其比信濃ノ国祢津ノ神平貞直トテ鷹ノチヤウスアツテ、メシノホセラレカノ鷹ヲ取飼ヘキヨシセンシナリ。貞直ソウシケルハ、キヨワラノヲモムキヲミ奉るニ、ミサコノトツキタル鷹ニヨリ、鳥ヲトラヌモコトワリナリ。ウヲナラテ取カタシト申ケル。サラハウヲニ取飼ヘキヨシ、重而センシナリ。神平承、ウヲニ取飼申ヘキコトヤスキサイニ候共、河川ヲメクル犬アラシト申ケル。其時、神平ケライノ者ニソウツイト申者申ケルハ、上流ノオリフシ、河ニライテ、カワウソノ犬ノコアリト申。シカラハ、コノ犬ヲ以河川ヲカマセントテ、ヤカテヒキノホセ、鷹犬トモニコシラエ、ヨキ日ノ時ヲエラヒ、難波ノウラニウチイテ、申ノ刻、夕日^{ユフ}シツカナル時分、犬ヲ河ノヲモテエハナシケル。貞直モ、鷹ヒキスエテナキサニヒカエタリ。シカルニ、波ノ上エス、キト云ウヲ一丈斗トヒアカル。則アワセケル中ニ取りテ、手帰、御門ナノメニエイランアツテ、貞直ニ七度ノ官ヲサツケ八拾巻卷ノヤウキヤウノ内、拾八帖ノ鷹フミトテ、拾八巻巻部ニテ、ヒテンヲエラヒ出シ、天下ニライテ末世末代マテ、武家ノ鷹ノミナモトタルヘキヨシ、インセンニアツカリ、クタサレケル。是ヨリ鷹ノ家トカウス。御トリツキハ、二条殿ニテ御座候。其後ノ代々ノ子孫、学ノトコロ、イマニコレヲ傳るナリ。

一 ナヲ家ノイシユノコト、貞直ト云代ニ賀深山ヨリ鷹ノツフコヲトリテキタル。レンチウフトコロノ内ニテ、ハヤシケル。ミレハセウナリ。ヤカテ、手ムキノ兄鷹ト是ヲ号。貞直取飼ケルニ、コトニ

鷹匠の家伝における祢津神平貞直説話

スケタル逸物ナリ。ソノヲリフシ霜月ミマキノ内ニ、一ノ原アリ。カノ原ニテ鷹ヲツカイケレハ、フル雉子アリテ、カエリテ鷹ヲ取コトタヒくナリ。シカルニ神平、彼野ニイテ、手ムキノ兄鷹ヲツカワレシニレイノ鷹ソト心得、彼雉子イテ合ヒストソミ、イカ、アリケン、只ヒキニヒクソノホトリニ千熊川ハタマカ測エ引入ル。犬ヲマワシケレハ、測ノソコエカマイル。アヤシメ聞ケレハ、鈴モナリケル間、スイレン^{ワカ}ウイレ、ミケレハ、ロクシヤウイロノフル雉子ノ羽八重ニライ、足三ツアリ。ヤカテ取飼ケル。是ヨリシテ別足ト云コトハシマリケル。八重羽ノ鳥ノ住ケル野ナルニヨリ、ソノ原ヲ八重原ト号ス。鈴、水ノソコニテナリケル間、瀧丸ト号ス。其後、神平ヲモイケルハ、シセン都エキコシメシヲヨハレ、メサレンニ遠上^マ候ヘハ、家ノ拾代タルヘキヲト、ヲモイソノウツシヲハリ遠上^マノタメニヲト丸号ス。以上、鈴ニツアリ。ソノホカモスニ鶴ヲアワセサマくノコトアリトイエ共、サイケンナクソロ間シルスニヲヨハス。マタ犬ノユライヲタツヌルニ、芝生田ト云所ヨリ、出タルムク犬ナレハ芝ムクト是ヲ名付、惣而、鷹ヲシラスシテツカウコト常ニアラス。鷹ノヲコリヲシルヘシ。鷹ハコレアチナリ。鷹師ハ是タウタイフンチンノアチノ如来ノシントクナリ。条々口傳有云々。

(依田盛敬氏藏『家意趣卷 三二 第一条・第二条])

右の叙述は当該書の冒頭に掲載されている。虫損が激しいため判読できない文字が多い上、文脈が乱れて文意がとりにくくなっているため、簡条書きにして内容を整理してみる。まず第一条には、祢津家に鷹術が許された由来について、下記のような経緯が述べられている。

・一条院の卿(未詳)が帝に「奥州富士深山」の優れた大鷹を献上したが、どうしたことか鳥を捕らない。

・その時、「信濃ノ国祢津ノ神平貞直」という鷹の上手がいて、召し出さ

れ上洛させられてこの鷹を飼うべき宣旨が下る。

・貞直の見立てによると、この鷹はミサゴとつがいの鷹なので、鳥を捕らないのも道理で、魚でなければ捕るのは難しいという。

・それならば魚を捕るように貞直に宣旨が下る。

・神平は承りつつ、魚を捕ることは易いが、河川で遣える犬が無いという。

・神平の家来が「カワウソノ犬ノコ」がいることを進言する。

・この犬を以て河川で狩りをするべく、すぐに引き連れて鷹犬ともに用意して良い日の時を選び、「難波ノウラ」で申の刻の夕日が静かな時分に犬を河川にて放す。

・貞直も鷹を据えて控えていると、波の上にスズキという魚が一丈ばかり飛び上がるのを狩る。

・帝はそれを観覧し、貞直に七度の官位を授けて八一巻の鷹経のうち一八帖の鷹書を一部にして秘伝を選び出し、天下において末世代まで武家の鷹術の源とするべき由の院宣を下した。

・これより(祢津家は)鷹の家と称するようになった。御取次は二条殿である。その後の代々の子孫が学ぶところのものが今にこれを伝えている。

次に、第二条は、その他の当家(祢津家)の意趣として、貞直の名鷹である「手ムキの兄鷹」を中心とする断片的な種々の逸話が記載されている。すなわち、

・貞直の代に「賀深山」から鷹の卵をとってきて、懐で温めると兄鷹が孵った。すぐに「手ムキの兄鷹」と称し、貞直が飼ったところ特に優れた逸物であった。

・その当時、「ミマキの内」の「一ノ原」で鷹を遣っていると、古雉子が逆に鷹を捕ることがたびたびあった。

・神平は、かの野において「手ムキノ兄鷹」を遣っていると、いつもの鷹だと心得た雉子が出てきて組み合った。

・(「手ムキノ兄鷹」は)引き退いて「千熊川ハタマカ測」に引き入れ、犬を回して測の底へ噛み入れた。

・不思議に思っただけ聞いてみると、鈴の音が鳴っていて、その間に、泳ぎの達人を入れて確認した。すると、羽が八重に生え、足が三つある緑青色の古雉子がいた。

・これより別足ということが始まり、八重羽の鳥が住む野なのでその原を八重原、鈴は水の底で鳴っていたので瀧丸と称するようになった。神平が思うには、この鈴は家の重代のものであることから、都に噂が流れ、召し上げられたときに備えて写しを作り、「ヲト丸」と称した。このように、合計二つの鈴がある。

・その他にモズに霧を狩らせるなど様々な逸話があるが際限ないので記すに及ばない。

・犬の由来を尋ねると、「芝生田」というところを出自とするむく犬なので「芝ムク」と名付けた。総じて、鷹のことを知らないで飼うことは道から外れるので、鷹の起こりを知るべきである。

・鷹は阿字であり、阿字は鷹師である。鷹師は同体分身の阿字の如来の神徳である。

ところで、孤本である③も上掲の叙述とほぼ同文の叙述が掲載されているが、その該当部分は第二条・第三条となっている。第一条には貞直が登場しない鷹の伝来説話が掲載されている。以下に同書の第一条～第三条を挙げる。

一 夫たかの日本へ渡り始る事神の世也。はくさい國今一番に駿河の富士を巢山となして、七の子をなす。七月七日に巢山を出、日本六十余州へひろむ也。我朝にたかをつかふと云事、仁徳天皇の御時、八十六年の代を保せ給ふ。四十六年に当りし年、白濟國よりたかを書と相そへて渡し奉る。其たかの名をしゅんわうと云なり。使の躰、

僧のことし。仁徳天皇の御代の後、たかをつかふと云事たへたり。清和天皇の御時迄此書有と云とも、讀開人なし。其時唐人赴越前國つるかの津に渡りつ、此唐人の名をこうちんよねみつ文書をつくして渡されき。越前の國つるかの津に着、そうもんす。その時の都ハ、粟津之大臣公卿納言宰相天上家集り給ひてしゆんわう取に下るへきと有ければ、公卿各々申させ給ひける。其時、はりまの國住人源の政頼、つるかの津に付て大内の御使あさなこうちん、名乗ハよねみつ、しやうそくハ大あらめのほいの色のさしぬきのふし染丸の三重のきぬきたり。錦のはうしをそきたりける。形ハ僧ににたり。政頼にとふて曰、しゆんわうに文書相具して渡されたりと云。その時、政頼、大國の文をよみえずして、よねみつによめと云に、ほう枕をたへと云。其時、こちくと云はした者を出す。よねみつ、よろこひてとこおりて七度はいす。呉竹かしやうそく、山吹の匂ひの色、紅のもはかま、かみハひすいのことく、形ハ如来のことし。よねみつ申様、こちくを以てそうもん申へき由、御返事申上ル。帝、重而、政頼を以て此たかの文書をよむへき由宣旨也。かのよねみつ、手を打て、此國にかの書有とおとろく。よみ開事なし。政頼、此由をそうもんす。帝、御謀ニ小竹と云女を政頼、御使とておくり給ふ。其後、政頼に此文書をよみ開き、八十巻の書を政頼つたふ。三十六の口傳とす。右のことく、不殘信濃國祢津是を傳る物也と云。

一 祢津へたか御ゆるされの事、一条院の御宇に御門へ奥州富士山深山のたか殊にすぐれたるを納奉る。いかんとして一番鳥を取と云ことなし。其比、信濃國に祢津神平貞直とて、たかの上手有て召上せられ、かのたかを取かふへき由せんし也。貞直奏しけるハ、きよわうの趣を見奉るにみさこのとつきたるたかにより、鳥をとらぬも理也。魚ならて取かたしと申ける。更ハ魚に取かふへき由、重而

せんし也。神平承り、うをに取飼申へきこと安きしさいに候得とも、河川をめくる犬あらしと申。その時、神平けらいのそうついと申者、申けるハ、上流のおりふし塩において川うその犬の子有と申。然ハ此犬をもつて河川をかませんとやかて引のほせ、たか犬ともに拵へ、よき日の時をえらひ、難波のうらに打出、申ノ刻の夕日静なる時分、犬を河の面へ放しける。貞直も、たか引すへて渚にひかへたり。然るに、波の上へす、きと云魚一丈斗とひ上る。則あハせたる中に取て、手満、帝のめにゑいらん有て、貞直に七度の官をさつけ、八十一巻のやうきやうの内、十八帖のたか文とて、十八巻一部にて、秘傳をゑらひ出し、天下におるて末世末代迄、武家のたかの源たるへき由、せんしに預り、被下ける。是たかの家と号す。御取次ハ、二条殿にて御座候。其後、代々の子孫、学所、今に是を傳る也。

一 猶家の意趣の事、貞直代に賀深山たかのつふ子を取て来る。れんちうふところの内にてはやしける。みれハ兄鷹也。やかて、手むきの兄鷹とと是を号。貞直取飼けるに、殊にすぐれたる逸物也。其折節霜月みまきの内に原有。かの原にてたかを遣ひけれハ、古雉子有て、かへつてたかを取事度々也。然るに神平、彼墅に出、手むきのせうを遣れしにれいのたかそと心得、かの雉子出合ひしとくむ。いか、有けん、只引にひく。其ほとりに千熊川はたまか淵へひき入ける。犬をまハしけれハ淵のそこへかみいる。あやしめ聞けれハ、鈴もなりける間、すいれんを入みけれハ、ろくせういろの古雉子の羽八重におひ立、足三つ有。やかて取かひける。是合して別足と云事初ける。八重羽の鳥の住ける墅なるにより、その原をハ八重原と号す。鈴、水のそこにてなりける間、瀧丸と号す。其後、神平、思ひけるハ、自然都へ聞召及れ召れんに遣上候へハ家の十代たるへきと思ひ、そのうつしをはり遣上のために乙丸と号す。以上、鈴二つ

有。其外もすに鷲をあハせ、さまくの事ぬりといへとも、さいけ
 んなく候間、記すに及ハす。又犬の由来を尋るに、芝生田と云所よ
 り、出たるむく犬なれハ、芝むくと名付、惣而は、たかをしらすし
 て遣ふ事常にあらず。たかのおこりしるへし。たかは是阿字也。阿
 字ハ是鷹師なり。たか師ハ是同躰分身のあしの如来のしんとくなり。
 条々口傳有云々。

(依田盛敬氏藏『山鷹卷 全』第一条、第三条)

先に述べた通り、右に挙げた叙述のうち、第二条と第三条は(カタカナ
 表記とひらがな表記の違いはあるもの)前掲の『家意趣卷 三』第一
 条・第二条とほぼ同文となっている。残りの第一条は、貞直が登場しな
 い鷹の伝来説話である。すなわち、仁徳天皇の時代に「白濟國」より鷹
 と書を携えた使者が初めて伝来したが、仁徳天皇の御代以降は鷹を遣う
 ことは絶え、鷹書を読み開く人もいなかった。清和天皇の時代に改めて
 唐人(こうちんよねみつ)が鷹と鷹書を本朝に進呈するべく「越前國つる
 かの津」に渡来した。この使者に「こちくと云はした者」を使って「は
 りまの國住人源の政頼」は八一巻の鷹書を伝授され、三六の口伝とした。
 それはすべて「信濃國祢津」が伝えているものであるという。

第一条の叙述のうち、その末尾において、政頼が渡来人から「八十巻
 卷」の鷹書を伝授され、さらにそれをすべて「信濃國祢津」に伝えた由
 を記しているのは、第二条で帝が貞直に、「八一巻」の鷹経から秘伝と
 して一八巻を選ぶことを命じている叙述と脈絡が通じている。また、第
 二条の冒頭が「祢津へたか御ゆるされの事」という書き出しで始まって
 いることも、第一条からの連続性を読み取ることができる。依田氏の鷹
 書における貞直説話は、本来、このように鷹の伝来説話とかわる祢津
 家の鷹術由来譚と一連のものであった可能性が予想されよう。

さて、以上のような依田氏の鷹書に見える祢津神平説話のうち、貞直

がミサゴとつがいの鷹を遣うことを述べる第一条の説話は、前節で挙げ
 た尊経閣文庫所蔵『持明院殿基春卿西園寺家鷹口傳一冊』第五四条・第
 五五条の「鷹のこい丸」譚と一部モチーフが重なる。また、貞直が「手
 ムキの兄鷹」を使って八重羽の雉を退治したという第二条の叙述につい
 ては、「手ムキの兄鷹」を、「祢津神平が育てた名鷹」というモチーフで
 叙述する説話が、中近世期の鷹書においては相応に流布していたらしい。
 前掲の『和傳鷹経』に見える「平むきの兄鷹」もそれに該当するもので
 あるうか。その他にも、たとえば、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『西
 園寺家鷹秘伝』第八九条(函号一九三)には、以下のような叙述が見える。

一 ねつの神平か手むき丸と云鷹あり。
 巢のうへに鷹赤く大きな物をくわへて、たかはかりに是をかけて
 をく。是馬の身にてありける程に、女鷹ゆひかなく思ひて、腹を
 立、巢より飛あかり、おつとの鷹を取て食き。其巢を捨たりき。ね
 つの神平、是を見て、此つふ子をとりてあた、めて是をそたて、ね
 つか手むき丸と名つく。十よ里なからにかす事なし。

右によると、巢の上に馬の肉をくわえて掛けるオス鷹に対して、メス
 鷹が腹を立ててオスを食い殺したという。さらに、メス鷹が巢を放棄し
 たのを祢津神平が見て、卵を取り、孵化させて育て、祢津の手むき丸と
 名付けた。名鷹となり、一〇余里の長距離を逃がすことはないと伝えて
 いる。この手むき丸説話と、先に挙げた依田家の鷹書のそれとは、貞直
 が卵を孵化させて育てたとするモチーフが一致する。ちなみに、同書の
 奥書によると、同テキストは「明徳元年(二三九〇)三月三日」に書写し
 たものを「享徳三年(一四五三年)三月晦日」にさらに転写したものであ
 るという。

さらに、『定家問答』¹⁶⁾にも以下のような「手むき丸」に関する叙述が見
 える。

一 手むき丸と申事如何。

答云。鷹のつぶ子を懐中にてはやしたる鷹を申也。いちもつするものなり。

右には祢津神平の名前は見えないが、「手むき丸」について、卵を人の手で孵化させた逸物の鷹とするモチーフが、依田氏の鷹書や『西園寺家鷹秘傳』の叙述と重なる。

一方、八重羽の雉の類話については、モチーフや筋立てがまったく異なる異伝が中世〜近世において広く展開した。一例を挙げると、宮内庁書陵部蔵『根津志摩守ト有之鷹書』「四拾八 八重羽のきしの事」(函号一六三一九六八)には、以下のような八重羽の雉の類話が見える。

四拾八 八重羽の雉の事

一 信濃国に小縣地熊大かけの測ニ八重羽雉有。内裏へしやうけをなし人民取事かきりなし。仁徳天皇御宇、其後、百済国の帝より清来と申僧渡時、政頼將軍彼僧ニ鷹の秘傳を傳る。祢津甚平幾度も鷹を合ぬれば彼八重雉、鷹を測へ引付る事かきりなし。此よし政頼將軍え申。政頼聞えて百済国の清来ニ惣傳の巻物を祢津甚平ニ渡足ニてたくみ申せとの給。其時祢津、大鷹と鷓と番せ犬と鸞を番せよく、飼主仕入時分、よき比、彼大かけの測え入さかし出。彼白符鷹を合ぬれば雀の鷹犬と心得、彼測へ引入、原を犬測え入、さかし押しぬれば八重羽の雉、測え入事ならず。測より西国をさして飛にける。雉、草臥て美濃国おくい宿町頭にて鷹と犬にとられ、死。鷹も犬も祢津もつかれて死す。今に至也。みの、国なくいの町頭(おカ)に鷹と犬と祢津とせきとう三たい有。亦、鷹と犬と祢津と美濃国の大社と神成。鷹の宮、犬の宮、す、めの宮、祢津の宮、四ヶ所有。それよりして、天下なやむ事なしと申傳也。清来、佛法衆生の為に来る

也。是仁徳天皇御宇時也。

一 日吉ハ 鷹の宮 一 月吉ハ 雀のみや

一 星吉ハ 犬のみや 一 大明神ハ祢津のみや

歌二いわく

疾ひるのさかいハ爰に有明の月吉日吉里をならへて

文意のわかりにくい部分が若干あるが、関連する叙述部分を簡単に整理すると、信濃国の「小縣地熊大かけの測」に八重羽の雉があり、内裏に崇りをなし、人々に害をもたらしたため、それを退治するべく「祢津甚平」が幾度も鷹を合わせると、雉は鷹を測に引き付けた。このことを聞いた政頼將軍が百済国の清来から相伝した巻物を「祢津甚平」に渡し、「祢津」は大鷹と鷓を番いにし、犬と鸞を番いにして「大かけの測」に探しに出る。雀と鷹と犬の活躍により、八重羽の雉を探し出してそれが測へ入れないようにしたので、雉は西国を指して飛んでいき、雉は「美濃国おくい宿町頭」という場所において鷹と犬に捕られて死に、鷹も犬も「祢津」も疲れて死んだ。その後、「みの、国なくいの町頭」にて鷹と犬と「祢津」が石塔三体で祀られ、さらには美濃国の大社の神になる。「鷹の宮」「犬の宮」「す、めの宮」「祢津の宮」の四箇所があるという。日吉、月吉、星吉、大明神はそれぞれ鷹、雀、犬、祢津の宮であるといい、続いてそれを詠みこんだ和歌が末尾に記載されている。なお、同書は、初代松代藩主の真田信之に仕えた同藩の鷹匠の「祢津志摩守」所縁の鷹書である。「祢津志摩守」とは、松鶴軒の甥に当たる「幸直」という人物に該当する。¹⁶⁾

このような右掲書に見える八重羽の雉説話と依田氏の鷹書に見えるそれとを比較するとかなり異同が見られる。注目される共通点としては、八重羽の雉を退治する場所について、「小縣地熊大かけの測」(『根津志摩守ト有之鷹書』)、「千熊川ハタマカ測」(依田盛敬氏蔵『家意趣巻 三』)

と、どちらも信濃国を流れる千曲川に関する地名を挙げていた点が挙げられる。いずれの「測」も具体的な場所については未詳であるが、千曲川は、祢津氏の本貫地である小縣郡（東御市）を流れることから、両話の地域に対する認識において共通する意図のあることが予想できよう。しかし、いずれにしろ、全体的な話の筋立ては大きく異なっていることから、同じ祢津家ゆかりの鷹書同士に記載された類話ではあるにもかかわらず、両話の間に直接的な影響関係を見出すことは難しい。ちなみに、『根津志摩守ト有之鷹書』のその他の叙述においても、依田氏の鷹書のように、祢津神平をモチーフにして祢津家の鷹術の由来を説く記述は見当たらない。

以上のように、①②③のテキストに記載されている依田氏の祢津貞直説話は、他の鷹書にも見られる類話のモチーフと部分的に類似しつつ、一部で独自の叙述がなされているという特徴を持つ。中でも注目される部分として、貞直の事績を以て「是ヨリ鷹ノ家トカウス」(『家意趣巻三』第一条)と祢津家の家職(鷹匠)の由来譚と位置付けたり、「家ノイシユノコト」(『家意趣巻三』第二条)として、当家の「意趣」と見なしている叙述が挙げられる。すなわち、依田氏伝来の鷹書に記載されている貞直説話は、貞直の個人的な逸話ではなく、祢津家を象徴する「家伝」としての様相を持つことが指摘できよう。

三 加賀藩士の依田氏の祢津神平伝承―その②―

次に、④⑤のテキストに記載されている祢津神平の叙述について確認する。以下に、④⑤の写本のうちから④に見える該当部分の叙述を挙げる。

- 一 祢津七代貞直ト云代ニ、八幡ヨリ夢中ノ相傳ト云事アリ。是ハ書ニモアラワシカタキユエ、十八ノ秘事、三十六ノ口傳トテアラワ

シ、コノ内ニコモレリ。一部相傳者ヨリ外ニ知人アルヘカラス。鷹ノ極意夢中相傳口傳条々。

(依田盛敬氏蔵『仕方圖 外物』第三条)

右によると、祢津氏の七代目である貞直の代に、八幡から夢の中の相伝ということがあったという。これは書に著すことが難しいので、十八の秘事および三十六の口伝として表わし、秘伝とした。一部相伝者より外に知る人があつてはならず、鷹の極意は夢の中で相伝される口伝であると伝えている。続いて、同書は以下のような貞直に関する叙述を記載している。

- 一 サウレイノ記ト云コト、当家ヨリ外ニアルヘカラス。貞直代ヨリ定置。辞世ニモ如此、メイドマテツカハントナリ。

ネカハクハタカ打スエテ春シナン

四手ノ山路ノナイ鳥ノコロ

(依田盛敬氏蔵『仕方圖 外物』第四条)

右によると、「サウレイノ記(葬礼の記)」という当家(祢津家)の門外不出の書があり、貞直の代から定め置かれたものという。それは辞世や冥途にまで使うものであると説明され、末尾に鷹歌が一首詠み置かれている。当家には奥書に盛昌の名前が見える『葬禮之記』と称するテキストが伝来し、¹⁷⁾同書の末尾には「右之條々當家秘事也千金莫傳可秘者也」と見える。右掲記事に見える「サウレイノ記」はこの書物のことであるうか。

このように、依田盛敬氏蔵『仕方圖 外物』に見える貞直伝承は、いづれも貞直を祢津家の鷹術に関する画期的な存在とする共通点がある。この共通点は、前節で確認した①②③に見える貞直説話の認識とも重なるものであるう。

さて、このような認識は、これらの鷹書を伝来した依田氏が伝授する

印可状にもうかがうことができる。すなわち、依田氏文書の中には、鷹術の印可状が四本と犬索の印可状が二本伝来し、そのうち、同氏が加賀藩に仕えてからの年記が見える鷹術印可状(外題などに付されている名称ではないので仮表記する)は以下の二本である。

① 依田盛敬氏藏『鷹術印可状(仮)』(縦一八・〇糶×横九二・五糶)

清和天皇⁽⁷⁷⁾月宮一條院以来、於天下号鷹之家者、信濃國小縣住人祢津是也。貞直云代、鷹名誉依及度々蒙勅命、誉於和朝揚、其名代々子孫傳之。然所、形好以誓血承候間、家之鷹文一部、十八之秘事、三十六之口傳、無残所、同國佐久郡芦田住人依田十郎左衛門傳之。志深仁類就所望者、拔書之通者起請文上可有相傳一部之所者、緞雖為子孫志之感心肝可為唯受一人千金莫傳。

。祢津美濃守信直

法名常安

依田十郎左衛門守廣

依田次郎左衛門貞清

依田源五貞廣

宇野七佑

享保十九年^{甲寅}稔

五月吉日

重慶(花押)

依田十郎左衛門殿

② 依田盛敬氏藏『鷹術印可状(仮)』(全四葉、一葉目||縦一八・二糶×横

鷹匠の家伝における祢津神平貞直説話

七三・三糶、二葉目||縦一八・二糶×横五二・〇糶、三葉目||縦一八・二糶×横八九・〇糶、一葉目||縦一八・二糶×横八五・三糶)

清和天皇⁽⁷⁷⁾月宮一條院以来、於天下号多賀家者、信濃國小縣之住人祢津是也。貞直之^与云代、依多賀之名誉度々蒙、勅命之誉拳和朝、其名代々之子孫傳之。然所、成好以誓血承候間、家之多賀文一部、拾八之秘事、三拾六之口傳、不残、相傳畢。志深人類所望付者起請文請取拔書之通可有、相傳一部之所者、緞雖為子孫感志之浅深可為唯爰一人千金莫傳^{云々}。

慶長四^{庚子}

五月十八日

依田十郎左衛門尉殿

右多賀方從祢津松鶴軒常安就相傳一部十八之秘事、三拾六之口傳不残相傳可秘者也。

依田十郎左衛門尉

(丸朱印)守廣判(朱方印)

依田次郎左衛門殿

右多賀方從依田十郎左衛門尉守廣就相傳一部十八之秘事、三拾六之口傳、不残相傳可秘者也。

承應元年

依田次郎左衛門

五月二日

(丸朱印)貞清判(朱方印)

依田権六殿

右多賀方從貞清相傳一部秘事口傳不残相傳可秘者也

元禄十二^卯

依田権六

九月十六日

(丸朱印)仍守判(朱方印)

依田孫十郎殿

右子々孫々傳之者也

寶曆九^{己卯}

依田十郎左衛門

六月吉日

(丸朱印) 盛昌 (花押) (朱方印)

依田次右衛門殿

右子々孫々傳之者也

安永三^{甲午}

依田次右衛門

十一月吉日

(丸朱印) 守真 (花押) (朱方印)

依田和左衛門殿

右不殘相傳可秘者也

寛政二年 依田和左衛門

七月吉日

依田和平殿

右子々孫々傳之者也

文政十年 依田十郎左衛門 (花押)

九月

依田式左衛門殿

①は享保一九年(一七三四)五月吉日に「依田十郎左衛門殿」へ伝授された鷹術の印可状で、②は文政一〇年(二八二七)九月に「依田式左衛門殿」に伝授された印可状である。それぞれ祢津信直(松鶴軒常安)から依田守廣に伝授された鷹術が、依田家の子々孫々に相伝された系譜が示されている。ただし①の系譜の後尾に見える宇野重慶のみ自家の人物ではない。宇野氏は依田氏と同時代に加賀藩に仕えていた鷹匠である¹⁹⁾。

さて、右掲の両印可状の前半部には、「清和天王月宮^(マユ)一條院以来」に「信濃國小縣住人祢津」が天下に鷹の家を称するようになった経緯が説明されている。すなわち、「貞直云代」に鷹の名誉でたびたび勅命を蒙り、本朝で称揚され、その名が代々子孫に伝わったというのである。ここに

見える「清和天王月宮^(マユ)」の意味や、貞直と時代的に合わない「一條院」については不明であるが(「一條院」は『^三家意趣卷 三』の「一條院ノキヤウ」と関係する文言か?)、「貞直云代」を祢津家の鷹術の画期とする認識は、前掲の『仕方圖 外物』の叙述と一致する。さらに、右掲の印可状で「於天下号多賀家者、信濃國小縣之住人祢津是也。貞直之^云、依多賀之名譽度々蒙、勅命之誉拳和朝」と述べている文言と、前節で挙げた『^三家意趣卷 三』第一条が、「祢津工鷹御ユルサレノコト」の所以について、ミサゴとつがいの大鷹を使いこなした貞直の業績に求めている叙述は整合性がある。すなわち、帝が「貞直ニ七度ノ官ヲサツケ」て、その業績を称賛し、さらには自家の鷹書を「武家ノ鷹ノミナモトタルヘキ」と定め、そのことで祢津家が「鷹ノ家トカウス」ようになったと説明していることと右の印可状の文言は、内容の上で矛盾しない。また、同じく右の印可状において、「同國佐久郡昔田住人依田十郎左衛門尉」に伝授した内容として、祢津家の鷹書一部と「十八之秘事、三十六之口傳」を挙げている記述は、依田盛敬氏蔵『仕方圖 外物』第二三条で、八幡から祢津家が相伝したという鷹の極意を「十八ノ秘事、三十六ノ口傳」としている叙述と秘事と秘伝の項目数が一致する。

以上のように、依田氏の鷹書に見える祢津貞直伝承は、同氏が伝授していた鷹術の印可状と内容上において符合するものであった。特に、貞直を祢津家の鷹術の始祖的な存在と見なして、彼を同家の鷹術関連の画期的存在とする認識が共通して見られるのは注目に値する。あるいは、依田氏の印可状の文言は、当家伝来の鷹書類に見える貞直説話を前提にして、その内容を簡略化して記載したものかもしれない。さらに想像を広げるならば、依田氏が貞直を祢津家の鷹術の祖として仰ぐ伝承を鷹書を介して喧伝することにより、貞直からの伝授の系譜を示す印可状の(祢津家の鷹術としての)価値を高める効果があった可能性も類推されよう。

四 おわりに

以上において、加賀藩の鷹匠を世襲した依田氏伝来の鷹書に記載される柀津貞直説話について検討してきた。すなわち、依田氏の鷹書に記載される貞直伝承は、柀津家の家職（鷹匠）の由来など、同家の家伝を説くものであることが確認できた。さらには、このように貞直を柀津家の鷹術の祖と仰ぐ伝承は、貞直からの伝授の系譜を記す当家の印可状の文言と響き合うことから、依田氏の印可状の価値を高める役割を果たしていた可能性も予想される。

ところで、宮内庁書陵部蔵『鷹薬方』（函号一六三一―一三五二）という鷹書の巻末には以下のような記述がある。²⁰⁾

鷹術達人

政頼流

柀津氏

野間氏

依田氏

江崎氏

山本氏

渡部氏

荏部氏

吉田氏

志村筑後守

小笠原入道

小開氏

右之先生之極秘相傳之葉也。薬方ニ有之御間、必々他見有之間敷者也。

天明七_丁未_年

永井勝助

右によると、政頼流の鷹術の達人として、「柀津氏」と並んで「依田氏」の名前が挙げられている。同書の奥書部分には、天明七年（一七八七）の年記が見えることから、依田氏が加賀藩に仕えてから約五〇年しか経過していない時期であることがわかる。繰り返しになるが、依田氏が加賀藩に抜擢されたのは「柀津家の鷹匠」であるからである。依田氏はその根拠として、守廣が松鶴軒の娘婿となり、柀津家の系譜に連なったことを主張した。そのような経緯で依田氏が加賀藩に仕官したのとはほぼ同時期に、依田氏が「政頼流の鷹匠」と位置付けられ、柀津氏と別個の氏族として記載されているのは興味深い。当時、「柀津家の鷹匠」としての依田氏伝承とは異なる認識が一方で存在していた可能性が予想されよう。このような依田氏にまつわる鷹術伝承上の異同の問題については、いずれ別稿を期したい。

注

- ① 尊経閣文庫蔵『神氏系図』『円忠』の注記など（『諏訪史』第二巻前編「附録」）。
- ② 金井典美『諏訪信仰史』（名著出版、一九八二年九月）所収。
- ③ 『放鷹』第一篇「放鷹」（宮内庁式部職編、一九三二年二月、吉川弘文館、二〇一〇年六月新装復刻）、伊藤富雄『伊藤富雄著作集第一集』「諏訪円忠の研究」（永井出版企画、一九七八年七月）、福田晃『神道集説話の成立』第二編第七章「諏訪縁起の成立と展開―甲賀三郎譚の成長―」（三弥井書店、一九八四年五月初版）など。
- ④ 石井裕一郎「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰―『諏訪大明神絵詞』の再検討―」（『武蔵大学人文学会雑誌』第四一巻二号、二〇一〇年）などによる。
- ⑤ 詳しくは拙稿「諏訪貞通の鷹書―諏訪信仰の記述をめぐって―」（『國學院雑誌』第一一四巻第一号、二〇一三年一月）参照。

- ⑥ 中澤克昭「神を称する武士たち―諏訪「神氏系図」にみる家系意識―」(シリーズ歴史学の現在『系図が語る世界史』)所収、青木書店、二〇〇二年一月)において指摘されている。
- ⑦ 大阪大学附属図書館蔵『持明院十卷書之中 西園寺鷹口伝』(函号八〇・七五)の奥書にも同じ文言(書写年記)がある。
- ⑧ 詳しくは拙稿「中近世紀における信州禰津氏の放鷹術―諏訪信仰との関わりをめぐる―」(『伝承文学研究』第六四号、二〇一五年八月)。
- ⑨ 深井雅海「徳川將軍家と加賀前田家の「年頭儀礼」について」(『金沢市史会報』Vol.12 平成十三年三月)。
- ⑩ 詳しくは拙稿「禰津流の鷹術―加賀藩の鷹匠・依田氏の鷹書をめぐって―」(『長野県短期大学紀要』第七〇号、二〇一五年三月)、「近世期における依田氏の鷹狩り―禰津流放鷹術の展開をめぐって―」(『信濃』六八巻五号、二〇一六年六月)参照。
- ⑪ 三保忠夫『鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に―』第五章第四節「依田十郎左衛門守広、依田源五貞広、宇野七之佑、宇野富素」及び拙稿「近世期における鷹匠の文化伝承―依田氏の鷹書を端緒として―」(『長野県短期大学紀要』第七一号、二〇一六年七月)参照。
- ⑫ 平成二八年四月二四日、新たに二〇点ほどの鷹術文書が当家で発見された。
- ⑬ 『続群書類従第一九輯中』所収。
- ⑭ 注⑧の拙稿参照。
- ⑮ 同書の序文には、以下のような記述が見える。
一大事と申。口傳人ニ諸物みせず、かさす候。子細忘、わかちえを人の知事、此秘伝書清生をかけくはものこさすして常ニみれば、覚申候。是其儘尋根津志摩守所ニ奉公仕時、ぬすみ出しうつし候。甚兵衛十二才之時也。
- 右によると、同書は「甚兵衛」なる人物が一二歳のとき「根津(＝禰津)志摩守」の元に奉公していた際に盗み写した秘伝書であるという。
- ⑯ 長野県立図書館蔵『松代藩士系図全』(資料番号 0104163225、請求番号 N28833)所収の禰津家系図などによる。
- ⑰ 同書の書誌については⑩に挙げた「信濃」掲載の拙稿参照。

⑱ その他の依田盛敬氏所蔵の印可状は以下の通り(1)(2)は鷹術のもの、(3)(4)は犬索のもの)。

(1) 依田盛敬氏蔵『鷹術印可状(仮)』(全二葉。一葉目＝縦一八・三種×横四七・八種、一葉目＝縦一八・三種×横一九・五種)

清和天皇月宮一條院以来、於天下号多賀家者、信濃國小縣之住人祿津是也。貞直与云代、依多賀之名譽度々蒙勅命之譽奉和朝、其名代々之子孫傳之。然所、成好以誓血承候間、家之多賀文一部、拾八之之秘事、三拾六之口傳、不殘相傳畢、志深人類所望付而起請文請取、拔書之通可有相傳一部之所者、緞雖為子孫感志之淺深可為唯受一人千金莫傳云々。

慶長四年庚子

祿津松鶴軒

五月十八日

常安(花押)(長方印)

依田十郎左衛門尉殿

(2) 依田盛敬氏蔵『鷹術印可状(仮)』(縦一九・七種×横六六・八種) 清和天皇月宮一條院以来、於天下号多賀家者、信濃國小縣之住人祿津是也。貞直与云代、依多賀之名譽度々蒙、勅命之譽奉和朝、其名代々之子孫傳之。然所、成好以誓血承候間、家之多賀文一部、拾八之秘事、三拾六之口傳、不殘、相傳并志深人類所望付者起請文請取拔書之通可有、相傳一部之所者、緞雖為子孫感志之淺深可為唯受一人千金莫傳云々。

慶長四年庚子

祿津松鶴軒

五月十八日

常安判

依田十郎左衛門尉殿

(3) 右多賀方從依田十郎左衛門守廣、就相傳一部十八之秘事、三拾六之口傳、不殘相傳可秘者也。

依田盛敬氏蔵『猿印目錄』(縦一五・五種×横四〇種)

清和天皇月宮一條院以来、於天下号獵家者、信濃國小縣住人祿津是也。貞直云代、獵名譽依及度々蒙勅命、譽於和朝揚、其名代々子孫傳之。然所、形好以誓血承候間、家之秘事、口傳、無殘所、同國佐久郡芦田住人依田十郎左衛門尉傳之畢。志深仁類就所望者、起請文上可有相傳。極秘傳之所者、緞雖為子孫志之感心肝可

爲唯受一人千金莫傳。

。祢津美濃守

常安

依田十郎左衛門尉

守廣

依田次郎左衛門尉

貞清

延宝二^甲年

子年

三月吉日

孫三郎殿

貞廣

依田源五

(4) 依田盛敬氏藏『狹印目錄』(縦一七・八糎×横一一六・五糎)

清和天皇月宮一條院以來、於天下号狹家者、信濃國小縣住人祢津是也。貞直云代、狹名譽依及度々蒙勅命、譽於和朝揚、其名代々子孫傳之。然所、形好以誓血承候間、家之秘事、口傳、無殘所、同国佐久郡芦田住人依田十郎左衛門尉傳之畢。志深仁頼就所望者、起請文上可有相傳。極秘傳之所者、緞雖為子孫志之感心肝可為唯受一人千金莫傳。

。祢津美濃守

常安

依田十郎左衛門尉

守廣

依田次郎左衛門尉

貞清

元禄二^己年

子年

二月吉日

与田内殿

貞廣(花押)(朱長方印)

①⑨ 注①の三保論文など。

②⑩ 同書は注①の三保論文でも触れられている。

(長野県短期大学准教授)